

香芝市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月6日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

子ども家庭部（関屋幼稚園）

第4 監査の実施期間

令和7年11月7日から令和7年11月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を確認し、関係諸帳簿との照合作業及び内容審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から執行状況についての説明を聴取する方法により実施した。

第7 監査の結果

現在休園となっている関屋幼稚園については、速やかに今後の方針を定められ、香芝市立幼稚園設置条例等の例規の整備を進められたい。